

肢体不自由児の知能に関する一考察

名久井 良 作 ・ 石 川 桂 司

A Study of Intelligence of the Crippled Children

RYOSAKU NAKUI and KEISHI ISHIKAWA

本研究は、昭和29年5月から昭和31年8月にわたり、岩手県肢体不自由児協会の依頼により、学生の協力を得て行つた療育相談の結果を整理・分析したものである。

はじめに

教育に於て、肢体不自由児教育の分野は、全く未開拓の分野である。その研究段階は、やつと緒についた程度で、現在、その基礎的データの積み重ねを要求される段階であると考えられる。肢体不自由児の知能に関する吾々のこのさゝやかな研究も、その基礎的資料のひとつとなれば幸いである。

肢体不自由児の知能については、「これらの子供達の知能を充分にはかり得るような適当なテストが無い」と言われ、「肢体不自由児の知能は、一般に劣っている」¹⁾ということが、経験的に、あるいは、数少い文献の中に言われている。FARNALD と ARLITT の研究によれば、肢体不自由児の病名別平均 I. Q は、次の通りである²⁾。

脊髄性小児麻痺児：83.79, 脳性麻痺児：69.11, 結核性疾患児：86.20, 中枢神経障害による肢体不自由児：86.00,

又、本年(1956年)夏の肢体不自由児教育協議会の研究発表には、東京の整肢療護園の調査結果として、脳性麻痺児76.0, 脊髄性小児麻痺児105.0という数字が報告されている。

本調査の意図

本調査のねらいとするところは、次の三点である。

第一に、肢体不自由児の知能は、はたして低いものであるのか。それが、特に、脳性麻痺児・脊髄性小児麻痺児に於いて、どの程度に低いものであるのかということを吟味する。

第二に、現行の知能テストは、肢体不自由児、特に、脳性麻痺児にとつて不適當であると言われるが、如何なる点の不適當であるのかということを、鈴木ビネーテストの結果を問題別に検討することによつて考察する。

第三に、同じく、鈴木ビネーテストの結果を問題別に分析することによつて、現行の知能テストで測定され得る知的能力に於いて、肢体不自由児、特に、脳性麻痺児が如何なる知的機能に劣っているのかということを検討考察する。

調査のしかたについて

前述の通り、この研究は、本研究室が、昭和29年5月より昭和31年8月迄の間に実施した療育相

1) 岩崎書店編：体系教育学大辞典，p.742.

2) 金子書房：教育研究事典，p.635.

談の結果を中心として分析したものである。

療育相談を受けた肢体不自由児総数：254名¹⁾

療育相談場所：岩手県下各地10ヶ所（研究室で相談に応じたもの若干名を含む）

療育相談の内容：

- (1) 医学的診断と治療（岩手医大整形外科担当）
- (2) 教育面・心理面の調査相談（本研究室担当）
 - i) 基礎調査（生育歴・遺伝歴・家庭環境・問題行動などの調査）
 - ii) 生活基礎能力調査
 - iii) 知能テスト

実施した知能テスト：

- i) 実際の個別的知能測定法（鈴木ビネーテスト）
- ii) 武政新乙式団体知能検査
- iii) 石川A式団体知能検査

以上が実施した療育相談の概略であるが、この相談は、岩手県内各地で行われたと言つても沿岸部は含まれておらず、県内約4,000名²⁾の肢体不自由児の全般的傾向を知るべく、統計的根拠にもとづいたサンプリング調査を行つたものではない。それ故、この分析をもつて直ちに肢体不自由児全体の知能を断定しようとするものではなく、あくまでも、療育相談に集つた子供達の結果から、その傾向をうかゞおうという方針でなされたものである点、あらかじめ了承されたい。

実施した知能テストは、前記のとうり三種であるが、肢体不自由児は、その障害程度や発達程度によつてこの三種のテストに分けて検査された。

鈴木ビネーテストを実施したものは、満5才以下のものと、それより大きい子供でも、運動障害や言語障害が強く団体テストが無理と思われるもの、又、テストへの適応が困難で団体テストによる検査が不能である児童などである。

武政新乙式知能検査では、幼稚園から小学校2年生までを対象とし、石川A式知能検査では、小学校3年生から中学校3年生までを対象とした。

これらの二つの団体テストを選んだ理由は、表現表記方法が簡単であるという点から選んだのである。なお、就学延期された子供で、生活年齢と学令とが相当ずれているもの、又、中学校3年生以上で、18才未満のものなどは、個別テストである鈴木ビネーテストをもつて検査した。

分 析 と 考 察

肢体不自由児の知能テストを実施する場合、考慮しなければならないことは、肢体不自由児の表現能力の不完全さがテスト結果に影響するという点である。すなわち、言語障害や四肢麻痺のために、「その問題を解くだけの知的能力」をもつていても、でてくる結果が不能(一)であつたり、あるいは、低い点数になつたりする場合が多い。故に、ある問題を課してそれが不能(一)とでた場合、それが、「知的能力の欠除にともなう不能」であるのか、「表現能力の欠除に起因する不能」であるかということについての判定は、非常に困難である。が、これについての詳しい検討は、後に、鈴木ビネーテストの結果分析のところで詳述したい。ここでは、テストを実施するに先立つて、吾

1) うち、知能テストの対象児童数 210名。

2) 昭和27年8月文部省調査の推計数、出現率0.81%
同年県教育委員会調査による岩手県小学校児童中の
肢体不自由児1230名。これに、就学前児、中学校生

徒、中学校卒業生（18才未満）中の肢体不自由児を含め、更に、就学猶予・免除児童を加え約4000名と推定される。

々が、この「表現能力の欠除」に対して如何に配慮し、如何にこの影響を少なくするようにして知的能力を測定したかについてふれて見たい。

団体テストの場合、被検者が、その問題の解決方法を理解しておりながらエンピツの自由がきかず、答が遅れるのであれば、その問題が時間制限法による問題の場合、若干の時間の超過を認めることにした。(5秒の time limit であれば許容超過 2 秒程度) 又、新乙式知能テストの問題7) 図形構成の問題は、細かい動作を要求する問題であるため、一題もできない子供があり、又、できても非常に点数の悪い場合など、如何に判断すればよいかに苦しんだのであるが、一応、次のような便法によつた。すなわち、問題7) の結果が零であつたり、あるいは、他の問題の成績に比し非常に悪い場合、その子供が手の不自由な子供で、「表現能力の欠除」によつてこの結果が生じたと判断される場合には、他の問題の平均点をもつてこの問題7) の点数として加え処理した。

又、鈴木ビネーテストの中の time limit を含む問題は、団体テストの場合と同様な取扱いをしたが、言語障害によつて発語が不明瞭な場合、被検者の言っている答の内容が正しいものであれば、その不明瞭さは、さしつかえないものと判定した。又、三つの仕事を課する問題14) は、仕事の範囲を手のとゞく範囲にするように配慮した。すなわち、開いてある本を閉じさせて窓を閉める代用したり、そのそばに置いてあるマッチ箱を取つて検査者に手渡させるなど、足の悪い子供でも可能な範囲内で三つの仕事ができるように配慮した。

「表現能力の欠除」というハンディキャップに対しては、先づ、第一段階の配慮として大体以上のようなことを行つたのである。勿論、これらの配慮のみでは解決されない点が多く存在するのであるが、それについては、鈴木ビネーテストの結果分析の場合に問題とする。

(1) 知能テスト結果の病名別比較

上述のような解釈上の前提に立つて、三つのテストの夫々の病名別結果を求めたのが第1表である。

第 1 表 肢体不自由児知能テスト結果表

	テスト 対象児童	テスト 不順応児	肢体不自由児全体		脳性麻痺児		脊髄性小児麻痺児		その他の疾病児	
			対象数	平均 I. Q	対象数	平均 I. Q	対象児	平均 I. Q	対象数	平均 I. Q
鈴木ビネー	104	10	94 (9)	88.7	34 (8)	73.4	22 (0)	95.1	38 (1)	96.3
新乙式	57	5	52 (6)	75.3	13 (3)	63.7	20 (1)	71.1	19 (2)	86.8
石川 A 式	49	2	47 (2)	85.3	9 (2)	64.4	12 (0)	91.8	26 (0)	89.2
計	210	17	193 (17)	81.05	56 (13)	69.7	54 (1)	87.6	83 (3)	91.5
I. Q 100 以上の児童			38		3		14		21	

〔註〕・()内の数字は、検査を実施したが知能が極度に劣つているために、採点不能のもの。

・不順応児は、testerとの間に rapport が成立せず、テストに順応しなかつたもの。

肢体不自由児と一口に言つても、脳性麻痺・脊髄性小児麻痺・先天性股関節脱臼・関節炎・カリエス・火傷・切断などいろいろのものを含むのであるが、特に知能の面から問題となる脳性麻痺児

- 1) 実施した団体テストの中で、細かい動作を要求するのはこの問題だけであり、他は、○でも V でもよく、どんな印でも意志表示の箇所さえわかる程度に表現できればよい問題である。

と脊髄性小児麻痺児をその他の疾病と区別し、この三つについて比較考察した。又、三種類のテスト夫々について結果を求め、更に、検査した肢体不自由児全員について平均知能指数を求めたのが第1表である。

(a) これら三種のテストのうち、新乙式テストは、最初、表記方法が簡単であるという理由で採用したものであるが、このように全般的に悪い結果がでたのは、このテストが小学校2年生迄の使用範囲であるのに、それ以上の子供(2年生でも生活年齢がそれ以上のもの)を若干含めてテストしたことから、こういう結果がでたものと思われる。しかし、唯、この理由のみによるのであるか、あるいは、テストそのものが不適當であつたのかは、更に検討の余地があろう。このうち、鈴木ビネーテストに表われた結果が対象数・検査方法などから考えて、最も信頼性をもっていると言えよう。

一応実施した三種類のテスト結果を見ると、全体の平均知能指数 81.05 となり、肢体不自由児の知能は、全体として見たとき、低い数字を示している。

(b) しかし、肢体不自由児の知能を見る場合、肢体不自由児全体を一括して論ずることは、必ずしも妥當であるとは思われない。むしろ、個々の病名別に検討することが必要である。この点から第1表を見ると、脳性麻痺児の平均知能指数は非常に悪いが、FERNALD らのだした69.11よりは若干いいものとなつている。何れにしても、脳性麻痺児56名中、I.Q 100以上のものが3名という点から見て、又、採点不能者が13名もいるという点から考えて、全体として、脳性麻痺児には、境界線級の児童が多いということは言えそうである。

唯、この場合注意せねばならないことは、同じ脳性麻痺児でも、中には、I.Q 100以上の子供が3人おり、最高114という子供がいることである。すなわち、現在、普通に脳性麻痺児と言われているものを総括して見れば、以上述べたように一般に知能が劣つているという結果がでるけれども、更にこれを、その類型に分けて見るとか、あるいは、先天性の脳性麻痺児、後天性の脳性麻痺児によつてどう違うかということ吟味して見る必要があると思う。しかし、そこまで分析するためには資料が少ないので、この研究では、この点にはふれないことにした。

脳性麻痺児を除いた肢体不自由児については、普通よりも若干下まわる程度である。

(c) 団体テストは、time limit の問題が多い点から、このように全体的に低い数字がでたものと思われる。このことから、肢体不自由児にとつては、団体テストの不適當なことがうかがわれる。

(d) テストに順応しないものが17名もいるということは、肢体不自由児の情意の面からうなずけることであるが、これについては、精神衛生の面から考察を必要とする。

(e) 順応しないもの、あるいは、採点不能のものが、団体テストよりも個別テストの方に多いのは奇異の感を与えるが、これは、団体テストを一応実施して見て、不適當なものは個別テストにまわし、再テストして、個別テストの項で集計した関係によるものであつて、団体テストよりも個別テストの方が不適當であるということを示すものとはならない。

(2) 鈴木ビネーテスト結果の問題別(知的機能別)分析

知能を測定する場合、問題の多様性から言つても、又、いろいろの表現方法によつて検査するという点から言つても、団体テストより個別テストの方に、より信頼性が認められることは明白なことである。第1表の分析考察からも分るように、表現能力がいろいろ限定される肢体不自由児にとつて、個別テストがより効果的なことは、言うまでもない。しかし、時間的制約から、又、脊髄性小児麻痺・カリエスなどで、下肢のみが障害をうけている子供などは、テストのための手による表現力が普通児と変りのないものもいる関係から、相談の始めに行う面接調査の際に、団体テスト可

能と思われるものは、団体テストを実施した。勿論、実施して見て無理な場合、個別テストにまわして行つたものも多くある。しかし、前述の通り、実施した3つのテストの中で、鈴木ビネーテストが最も信頼性のある結果を示していると思われたので、次に、鈴木ビネーテスト結果の問題別分析を行うことによつて、二三の考察をした。

すなわち、この分析によつて意図した点は、

第一に、「表現能力の不完全性」という点から、肢体不自由児にとつて、現行のテストの如何なる面が不適當であるかを考察する。すなわち、第1表の考察の際に述べたように、「表現能力の欠除」に対するテスト実施上の一応の配慮はしたのであるが、更に、いろいろな形式の下位検査から成つている鈴木ビネーテストの結果を、問題別に詳しく検討することによつて、どのような形式のテストが不適當であるかを吟味した。

第二に、肢体不自由児、特に、脳性麻痺児が一般に知能が低いと言われているが、その低さの内容を吟味し、如何なる知的機能に劣つているかを考察した。

以下、これらの考察のために行つた問題別結果分析の方法を述べなければならない。

問題別結果分析をおこなう場合、本来なれば、同一年令層の児童を多数テストして、その通過率の比較によつて吟味すればよいのであるが、調査対象数の関係からそれが不可能であつたので、個々の児童の「不定帯」というものを想定し、これから鈴木ビネーテスト76問の夫々の「不能率」を求めて分析した。

すなわち、今、ある問題に不能(一)の結果がでた場合、普通の子供、言いかえれば、正常な表現能力をもつている子供であれば、純粹に「知的能力の欠除」による(一)であると考えられるが、肢体不自由児の場合、その(一)が、「知的能力の欠除」による(一)であるか、「表現能力の欠除」に伴う(一)であるかの判定が非常に難しい。そこで、「不定帯」というものを想定したのであるが、これは次のようなものである。すなわち、検査のために課した問題のうち、番号の低い方で、何ら問題なく容易にできたもの、すなわち、(+++++---+---+---+---+---) という結果のうち、(+)の5つ以上連続してできている前の方の段階は、「表現能力の欠除」による影響が少く、この子供にとっては、当然可能な段階として考え、同じく、後の方の(一)が5つ以上連続している問題より後の方の問題は、知的能力の程度から、当然不能の段階として考えたり。そして、その間にある---+---+---+---++の段階を「知的能力の欠除」による不能と、「表現能力の欠除」に影響されて(一)の可能性が生ずる範囲であると考えた。これを「不定帯」として、この間に含まれる(+) (一)の数を問題にしたのである。故に、第2表の「不能率」の母体となる(+)正答数、(一)不答数は、この「不定帯」に含まれる(+) (一)の数の総和なのである。すなわち、夫々の被検者の「不定帯」に含まれる(+) (一)を、問題別に、被検者全員について合計し、「不定帯」以外の(+) (一)、すなわち、5つ以上連続している部分の(+) (一)は含まない)その総和に対する(一)の計の百分比を「不能率」とした。したがつて、「不能率」が、その問題を課せられた児童のうち、50%を越えるようでは、その問題が、肢体不自由児にとつて困難な問題であると言えよう。そして、その困難な理由として、表現に特に細かい動作を要求するような問題は、「表現能力の欠除」によつて(一)の数が多くなつたものと思われ、肢体不自由児にとつては、不適當な問題であると考えることができるのである。これは、鈴木ビネーテストの標準化の場合、各問題の通過率が直線的に年令に応じて上昇を示していることから、個々の問題によつて特に困難度の高いというものが無く、その問題のみが、その前後の問題に比較して「不能率」が高くなりやすいということが考えられない

1) 問題はあるだろうが、便宜上そう考えた。

点から明らかであろう。

次に、この「不能率」を問題にして、特に表現能力の影響の少いと思われる問題の中で、「不能率」の高い問題を取り出すことによつて、肢体不自由児が、知的機能のどの面で特に欠けているかを検討した。個々の問題を10の知的機能に分類し、その「不能率」を求めたのが第2表の数字である。

表現能力の影響の多いのは、手の精密な所作を要求する問題、time limit の問題等であり、time limit 以外の問題については、例えば数唱の問題などは、その明確さや反応速度について、肢体不自由児の特殊事情を考慮に入れてテストしたので、こうした問題については、「表現能力欠除」の影響を、一応、除外し得たものと考えることができる。

尚、この知的機能の項目は、田中寛一氏¹⁾が、ビネーの個別テストで測定し得る面として列挙している項目によつた。この知的機能に、鈴木ビネーテスト76問題を、その問題設定の趣旨説明を読んで次のように分類したのである²⁾。

○ 精神的発達

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1)「身体の部分の指示」；言語の理解 | (12)「美の比較」；判断 |
| (2)「見なれたものの名」；名称と事物の連合 | (20)「四つの貨幣」；興味の発達 |
| (3)「性の区別」；種概念 | (23)「左右の区別」；空間方向の理解 |
| (5)「家の名」；自我の興味の発達 | (37)「時日」；時間の概念 |

○ 視覚的体制の発達

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (6)「形の区別」；認識比較 | (59)「紙切り」；構成・視覚の想像 |
| (58)「時計の針」；構成・視覚の想像 | (64)「三角形の置換」；形態認識能力 |

○ 記憶力

- | | |
|----------------------|--|
| (7)「短文反唱」；記憶(文) | (44)「記憶による図形の再現」；記憶(図形) |
| (14)「三つの命令」；命令の理解 | (16)(31)(39)(46)(50)(60)(61)「数の反唱、あるいは、逆唱」；記憶(数) |
| (28)「文章の反唱」；記憶(文) | |
| (43)「八つの記憶の読み」；記憶(文) | |

○ 新たな場面への適応力

- | | |
|------------------|-----------------|
| (8)「二線の比較」；比較・理解 | (34)「五個の重さ」；比較 |
| (10)「了解問題」；順応能力 | (41)「玉探し」；適応 |
| (15)「二つの重さ」；比較 | (48)「了解問題」；順応能力 |
| (24)「了解問題」；順応能力 | (49)「玉探し」；適応 |
| (26)「了解問題」；順応能力 | |

○ 与えられた条件の操作

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (36)「書取り」；教育効果 | (45)「乱文の整理」；構成能力 |
| (40)「三語により一文を作る」；連合完成能力 | |

○ 創造力

- | | |
|---------------------|------------------|
| (17)「長方形の構成」；図形構成能力 | (63)「問題の解釈」；完成能力 |
| (22)「絵の中の遺漏」；完成能力 | |

1) 田中寛一：最新知能測定法，p.6.

2) ・()内番号は問題番号，「 」内は問題内容，；後は問題の趣旨。

・問題66以降は該当者なく省略。

尚、この分類は全く筆者の判断によつて行つたも

のであり、問題によつてはいろいろの機能が複合され、明確に一つの機能に分類されないものもあるが、主として関係をもつ機能別に分類した。これは、更に検討の余地があるけれども便宜上このように分類した。

- 抽象的思考・帰納的推理
 - (30)「差異を挙げる」；思考作用 (52)「紙の孔」；抽象能力
 - (38)「類似点」；思考作用 (54)「抽象語の定義」；高度の思考作用
 - (47)「不合理の発見」；論理的思考 (55)「類似点」；高度の思考作用
- 推理能力や、動作の確実性・敏捷性
 - (11)「正方形の模写」；空間把握 (27)「菱形の模写」；空間把握
 - (21)「紐結び」；連想結合の能力 (56)「閉ざされた箱」；推理構成
- 観念内容の豊富さ
 - (4)「絵の中の事物」；判断・統覚作用 (42)「類似の名詞」；一般概念
 - (18)「用途による定義」；統覚作用 (51)「60語」；連想
 - (25)「色の名」；言語の連合 (57)「寓話の解釈」；概括能力
 - (29)「絵の内容叙述」；精神内容の豊富さ (62)「国王と大統領の相異」；識別能力
 - (35)「用途以上の定義」；統覚作用 (65)「寓話の解釈」；概括能力
- 数観念の発達
 - (9)「4つの数え方」；数への興味 (32)「20→1の逆唱」；思考の持続
 - (13)「13の数え方」；数への興味 (33)「釣銭計算」；数計算の基本
 - (19)「手の指の数」；数への興味 (53)「算術的推理」；推理能力

第2表 鈴木ビネーテストによる各機能別不能率

知的機能	肢体不自由児 全	脳性麻痺児	脳性麻痺児以外	
			脊髄性麻痺児	それ以外
1) 精神的発達	30.6	23.8	43.5	
			12.5	69.2
2) 視覚的体制の発達	46.4	88.9	26.3	
			20.0	28.6
3) 記憶力	61.9	64.3	61.8	
			66.7	59.6
(うち、数を素材としたもの)	69.5	81.8	64.6	
			68.7	65.6
4) 新たなる場面への適応力	29.9	36.2	25.0	
			27.3	23.7
5) 与えられた条件の操作	55.9	75.0	53.3	
			71.4	47.8
6) 創造力	23.8	18.2	30.0	
			20.0	40.0
7) 抽象的思考, 帰納的推理	35.2	14.3	48.6	
			42.1	35.7

8) 推理能力や、動作の確実性・敏捷性	78.0	89.7	61.9	
			60.0	63.6
9) 観念内容の豊富さ	45.2	53.3	40.7	
			38.9	41.7
10) 数観念の発達	72.9	73.3	72.5	
			76.5	69.6

以上のようにして求められた第2表から考察されることは、次の通りである。

(a) 肢体不自由児全体として、不能率50%以上の項目は、(3)記憶力・(5)与えられた条件の操作・(8)推理能力や動作の確実性敏捷性・(10)数観念の発達などである。

このうち、(8)は、被検者が肢体不自由児であり、動作の確実性敏捷性を求めることには根本的に無理がある点から、問題の不適當なことを示すものである。すなわち、この中に含まれるものは、紐結び、正方形・菱形の模写などであり、time limit も加えられる関係から、この種の精密な動作を要求する performance test は不適當である。しかし、脳性麻痺児の中には、言語障害をもつものが多く見られるので、そういう子供達には、performance test が望ましい点もあるから、いちがいに performance test が肢体不自由児に不適當であるとも言われない。肢体不自由児の示すハンディキャップの多様性が、このような複雑な問題を提起してくるのであり、この点が、肢体不自由児用の知能テストが要求されながらも容易に作成されない一つの原因であろう。

(b) 肢体不自由児全体として、特に劣っている機能に、記憶力と数観念をも挙げることができよう。特に、四数の反唱・逆唱など数を素材とした記憶力の結果が特に悪いことからしても、数に関する能力は、非常に劣っていると言える。吾々が取扱つた脳性麻痺児の場合であれば殆ど例外なしに数に対する発達が遅れていたことから考えても、これは一つの大きな特徴と思われる。この機能が特に劣っている理由については、今後の研究によらなければならない。特に、精神薄弱児も、その知的特質として、抽象的推理能力の弱さと共に数観念の低さが挙げられているが、肢体不自由児の数観念の弱さと精神薄弱児のそれとが、同じ理由によつて生じ、同じ性質をもっているのであるかは、特に興味ある問題である。

(c) 次に、肢体不自由児全部にわたつて劣っている知的機能の中でも、特に、脳性麻痺児で劣っているものがあり、あるいは、肢体不自由児全体としては、むしろ普通に近いと思われるのに、特に脳性麻痺児にできないものがある。それは、(2)視覚的体制の発達、(3)記憶力の数に関するもの、(5)与えられた条件の操作、(8)運動の確実性・敏捷性に関するもの、(9)観念内容の豊富さなどである。

このうち、(2)には、問題6)形の区別の問題があり、9人中1人しか通過していない。これについては、W. A. CRIUCKSHANK が、脳性麻痺児の心理的特性として挙げている「図と地の関係を混乱する」ということと関連して考察できるのではないと思われる。

又、(9)観念内容の豊富さについても、「絵の中の物の叙述」、「色の名」などの問題が、脳性麻痺児にはできない場合が多いので、このような低い成績がでている。これは、脳性麻痺児が、肢体不自由児の中でも特に全体的障害をうけるパーセンテージが多い関係から、経験範囲が極度に狭いということに関係すると思われるが、原因の究明については、今後の研究にまつことゝしたい。

以上の考察から、大体、次のことが結論として言われよう。

1) 和田博夫・浦辺史著：からだの不自由な子供，p.234.

(i) 肢体不自由児の知能は、全体として一括して論じることにはできない。すなわち、脳性麻痺児は、境界線級、あるいは、それ以下が多く、脊髄性小児麻痺その他のものは、普通児に近い知能を示す。

(ii) 肢体不自由児に、団体テストは不適當である。

(iii) 個別テストでも、運動の精密さを要求するもの、あるいは、time limit で行うものは無理である。表現方法から吟味する必要がある。

(iv) 肢体不自由児は、記憶力と数的発達に劣っており、特に、この傾向は、脳性麻痺児に著しい。脳性麻痺児は、この他、視覚的弁別、一般的観念内容の豊富さという点に劣つていと言えよう。

以上、大体、四つの結論を述べたのであるが、これはあくまでも、療育相談に集つた 210 人というわずかな児童についての結果であり、岩手県の肢体不自由児の中の極く一部のものの結果である。それ故、この結果をもつて、ただちに、肢体不自由児の知能を断定したり推定したりすることは無理であり、又、吾々はそれを意図したものでもない。序に述べた如く、このような資料が今後各地で多くのサンプルをとつて行われ、それらが集積され、定説が生れるべきものであると信じている。吾々も、更に、今後、沿岸部在住児童の資料や、その他多くの資料を集めて考究して行きたい。本研究は、その第一段階として発表した。関係各位の資料交換を希望するものである。